

平成20年度長崎地方裁判所委員会（第1回）議事概要

日 時 平成20年9月17日（水）午後3時00分～午後5時00分
場 所 長崎検察審査会議室
出席者
(委員) 安達一藏、伊藤健一、井上弘通、井上正好、大島信裕、斎藤誠、
竹村昭彦、仁田裕也、水上正博（五十音順、敬称略）
(事務担当者) 徳重事務局長、久保民事首席書記官、真邊刑事首席書記官、
丸尾総務課長、一ノ瀬会計課長

議事要領

第1 開会

委員長あいさつ

第2 委員の自己紹介

第3 前回の委員会意見に対する裁判所の対応報告

1 リンク先の開設について

当庁のホームページに長崎地方検察庁、長崎県弁護士会及び司法支援センター長崎地方事務所の各サイトへのリンクを開設した旨報告した。

2 「裁判所総合案内」の改訂について

関係部署と改訂内容について検討している旨報告した。

3 「裁判所Q&A」の長崎新聞への掲載について

民事部で原稿を作成の上、長崎新聞に依頼する旨及び掲載スケジュール等の詳細については大島委員と別途調整を行う旨報告した。

第4 協議

(※ □は委員長の、○は委員の、●は事務担当者の発言。以下同じ。)

協議テーマ1

「前回の委員会における協議テーマについて」

○ 意見なし。

協議テーママ2

「裁判員制度実施に向けた準備状況」について

(1) 今後の手続上のスケジュールについて

(※ 協議に先立ち、刑事首席書記官が裁判員制度実施に向けた今後の手続上のスケジュールについて説明を行った。)

- 裁判員等の出頭が困難となる時期の調査は、どのようにして行ったか。
- 全国及び県内各地で行った商業、農業及び漁業などについての辞退事由のアンケート結果を集計分析して調査した。例えば、農業であれば、この作物はこの時期が農繁期になるなどである。
- 辞退事由の信用性を担保するために第三者から事情等を聴取することはあるか。
- 第三者から聴取することはしない。信用性については、個々の裁判体の判断に任せることになるが、それらを判断する一資料として、アンケート結果を分析した莫大な量のデータベースがある。
- 裁判員候補者名簿記載の通知は、全国一斉に行うのか。
- 全国一斉に行う。
- 通知を発出す際には、マスコミへの広報は行うのか。
- マスコミへは必ず情報提供するので広報には是非協力していただきたい。また、候補者名簿の通知については、長崎市の11月の広報誌に掲載される予定であり、県内の各市町にも同様の依頼を行う予定である。
- 通知を受けた裁判員候補者に対するマスコミの接触は可能か。
- 中央で検討されているところである。
- 候補者名簿の通知が、詐欺的な犯罪に利用される可能性があるが、対応策を何か検討されているか。
- 裁判所では、ホームページ上で注意喚起しているが、今後十分に検討し

ていきたい。

この点、検察庁では何か検討されているか。

- 検察庁でも同様に検討していきたい。

(2) 「人的・物的態勢の整備」について

(※ 会計課長が、既存庁舎の内部改修及び増築棟の建設工事のコンセプト等の概要及び裁判員候補者待機室、増築棟の色彩計画及びサイン計画等の物的態勢の整備状況について説明した。)

- 視覚障がい者のためにサインに点字を施すなどの配慮はされているか。
- エレベーターや階段の手すりには点字を施しているが、サインには点字は施していない。
- 視覚障がい者が来庁した場合、どのような対応をしているか。
- 常時、係員を受付に配置し、問い合わせや案内等を行っている。
- サインに点字を施すことについては、今後検討する。
- 裁判員等候補者待機室は、机椅子分離型よりも一体型のメモ台付きチエアーの方がイメージがやわらかくオープンな感じでよいと思う。
- 裁判員等候補者待機室には、BGMを流したり、DVDを観られるように配慮しているか。
- BGMについては導入するという用もあるので、前向きに検討したい。
- また、大型スクリーンを1台設置し、選任手続の流れを説明したDVDを流す予定である。
- 喫煙者場所は設けるのか。
- 喫煙場所は庁舎外に設置する予定であるが、設置場所及び設置数についてはパリアフリー等に配慮した上で検討したい。
- 色彩計画については、裁判官の意見も伺っていると説明されたが、裁判官の意見と当委員会の意見が異なった場合、どのように調整するのか。

- 当委員会の意見と裁判官の意見を総合して検討することになるが、その際には、例えば、フロア、ホール、法廷の傍聴席などは利用者側からの意見として当委員会の意見を尊重することになるであろうし、法廷の有り様などは裁判官の意見を尊重することになると思われる。
 - 車椅子一体型を採用する場合、車椅子利用者にはどう対応するのか。
 - 車椅子利用者が裁判員候補者として来庁した場合、移動の利便性等を考慮して、待機室の端にスペースを設けることを考えている。そういう面からすれば、設置及び撤去が容易な一体型の方が分離型よりも機動性に優れている。
- また、車椅子利用者には、筆記板の整備も検討しているところである。
 - 身障者用トイレは設置されているか。
 - 人口肛門も洗浄可能な多目的トイレが既存棟の1階に設置してあり、増築棟には法廷のある2階のフロアに設置する予定である。
 - 多目的トイレは裁判員候補者等が利用するフロアにも設置されているか。
- 既存棟の2階にある裁判員候補者待合室からは、渡り廊下を渡つて増築棟まで行く必要があり、既存棟の4階にある裁判員法廷と評議室からは1階までエレベーターで降りる必要がある。
- 病院の待合室には、絵画を飾ったり、BGMを流すなど、患者に不安を抱かせないような配慮がなされているが、裁判所の待機室も同じようなイメージでよいか。
- 裁判員候補者に少しでもリラックスしていただけるように、プラネタ一、絵画、マガジンラックなどを設置したり、BGMやDVDを流すことなどを検討しているところである。
- 裁判員候補者として来庁する人は、そのほとんどが裁判所に来るのが初めてで不安が大きいだろうから、待機室などはできるだけやわらかい色調

- にすべきである。
- その辺も考慮して、落ち着いた茶系色を予定している。
- 病院では薄いグリーンなどが多く使用されているが、ベージュや茶系では重厚な感じを与えないか。
(グリーンを基調にした方がよいとの意見で一致した。)
- 増築棟の 2 階から 4 階にかけてのエレベーターのドアとその内部にはグリーン系の色を使用している。
- エレベーターの 1 階のドアの色だけをグリーンにしないのはなぜか。
- 1 階は駐車場のみのフロアで、多数の人が利用する 2 階以上のフロアについて色彩を考慮した。
 - その他、渡り廊下の床もグリーンにする予定である。
 - 鉢植えなどを置く予定はあるか。
- 要所に観葉植物を配置する予定である。
- 待機室に設置する机及び椅子の種類、台数については、待機室のスペースの問題もあるが、広さはどの程度あるか。
 - およそ 110 平方メートルである。
 - 裁判員候補者の呼出し人数は 100 人程度を予定しているが、待機室は机椅子一体型でも 80 台くらいが限界であると思われるので、実際の出頭状況をみながら設置台数を検討していく必要がある。
- 100 台が無理であれば予備室を準備するなど検討すべきである。
- 待機室で対応できない場合は、増築棟 4 階にある大会議室の活用も検討したい。
- 裁判員候補者等の駐車場の確保は可能か。
- 増築棟の 1 階は駐車場になるが、裁判員等にどれだけ割り当てるかについて検討すべき点はある。
- 駐車券の発行は検討されているか。

- できる限り便宜を図りたいが、法律上定められた旅費日当の範囲内がソリン代や当庁に駐車できない場合の駐車場代などは個々に算段していただくことになる。
- 身障者の中には公共交通機関で来れない人もいると思うが、その点の配慮はすべきではないか。
- その点は御指摘のとおりであるので、できる限り優先的に確保することとしたいが、どの程度確保するかについては今後検討していきたい。その他、宿泊先や保育サービスの確保などの問題についても十分検討しているところである。
- 裁判員候補者名簿に記載される者の本土と離島の割当てはどうな方法で行われるのか。
- 法律により市町の人口に対応した割当てになつていてる。
- 市町という単位ではなく、本土と離島という単位で割り当てることはできかないのか。
- 3年ないし5年後の制度の見直しの際に、候補者の割当て方法について、どのような検討がなされるかは分からないが、現在の法律では市町の人口比率により割り当てることになつていてる。
- 離島の人は、前日から長崎に来なければならぬのか。
 - 離島から来られる方は、前後とも泊がつく予定である。
- 裁判員等の選定については、年齢や性別などは考慮されないのか。
- 完全に無作為なのでその点は考慮されない。
- 世代別によつて考え方とも異なるだろうから、世代別に様々な人たちを選んだ方がバランスがよいのではないか。
- 年齢、性別、職業などが異なれば確かに幅広い意見が出ると思われるが、被告人にとっては無作為だからこそ納得できるはずであるし、逆に作戦的になり危険ではないだろうか。

第5 次回期日及び協議テーマについて

- (1) 次回期日
平成21年2月26日（木）13：30
- (2) 次回協議テーマ
次回の協議内容については、委員に既存庁舎の改修部分及び増築棟を御覽いただいた上で、今回のテーマの積み残し部分について引き続き協議する。
特に、本日協議予定であった「選任されなかつた裁判員候補者への対応方法」については、国民の視点から多様な意見を賜りたい。